

# 高山村コミュニティ・スクールについて

国は「地域とともにある学校づくり」を目指して、全国の教育委員会に対して「学校運営協議会」の設置を努力義務とする法改正をしました（【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】H29年4月施行）。この「学校運営協議会」を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼びます。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図る仕組みです。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化・多様化してきています。これらに対応するために、学校と地域が連携・協働をすすめることが重要です。子どもや学校が抱える課題を解決し、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりの教育を実現するというのがこの制度の大きなねらいです。

高山村では、令和3年度からコミュニティ・スクールが始まりました。「高山村学校運営協議会」は、園・学校長に加え、園・学校の運営をともに考えていく地域の住民10人で組織され、高山村の子供たちをどのように育てていくのかや園や学校の課題を地域と学校が協働しながら解決していく方法などについて話し合います。

## 「学校運営協議会」についてももう少し詳しく説明します



「学校運営協議会」は難しい呼び名ですが、字のごとく「学校の運営について相談する会」です。（「学校運営協議会」は法律上の公称です。）学校運営協議会には法律で、以下主な3つの機能が示されています。

### 学校運営協議会の主な3つの機能【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を、承認する
- 学校運営について教育委員会または校長に、意見を述べることができる
- 教職員の任用に関する教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

これまで「地域の声を聞く」ことは、校長の裁量に任されてきました。また、保護者や地域住民の意見を教育行政に反映させる仕組みは「教育委員会制度」（教育長および4人の委員）しかありませんでした。コミュニティ・スクールを導入することは「地域の声を聞く」ことが法的に裏付けられ「地域の声」を教育行政や学校へ届ける機会が増えるというメリットがあります。※ただし、学校運営の責任者はこれまでどおり校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施できるものではありません。

**「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」となることが、コミュニティ・スクールの大きなメリットといえます。**

学校運営協議会のメンバーは、園長・校長の他、広く高山村住民の方々に構成しています。コミュニティ・スクールが目指すのは「地域とともにある園・学校づくり」です。地域と学校をつくる、長期を見据えた活動を見込んでいるため、本会のメンバーには次のような方を委嘱しています。

**<学校運営協議会の構成例>**

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 園・校長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

**◎ 広い視野と柔軟な考えをもち、地域づくりへ情熱をもった方**  
**◎ 園・学校と行動をとともにし、メンバーや村民と力を合わせていける方**

学校運営協議会は、年間8回ほどの定例会議や協議・研修の機会を予定しています。また、ご希望により学校行事や授業参観などへ出席できる機会を設け、園児や児童生徒の様子を見ていただく機会としています。

**【学校運営協議会 開催計画】** ※計画案ですので、実際とは異なる場合があります

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	①会議 授業参観	②承認 授業参観	③協議 授業参観		④会議 授業参観	⑤会議 授業参観	⑥協議 授業参観	⑦協議 授業参観		⑧評価 授業参観	

高山村コミュニティ・スクールを通じて、地域の方々にこれまでよりも学校を身近に感じていただき、**地域と学校が一体となって「地域とともにある学校づくり」**実現を目指していきたいと思ひます。

